

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

病 院 長  
(総務人事課長)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第8条の定めにより、雇用している、又は雇用しようとする女性職員に対する活躍の推進に関する取組を実施することによって、女性職員がその個性と能力を十分に発揮し、病院の発展に資するため、以下のとおり行動計画を策定する。

## 1 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

## 2 当院の課題

- (1) 女性医師の人数が少ない。(2019年度: 21名)
- (2) 管理職に占める女性割合が低い。

## 3 目標と対策(継続課題)

目標1: 女性医師の人数を25名以上にする。

《対策》

- ・研修医採用パンフレットの内容を見直し、積極的な広報を行う。
- ・短時間勤務制度や弾力的な勤務時間などを導入し、柔軟な働き方を実現する。

目標2: 女性管理職員の割合を20%以上にする。

《対策》

- ・職階等に応じた交流機会の設定を支援する。

附 則

この行動計画は、2020年4月1日より施行する。